（装備部の分課）

第五十七条の七　装備部に、次の三課を置く。

装備課
輸送補給課
施設課

（装備課）

第五十七条の八　装備課においては、次の事務をつかさどる。

一　［略］

二　航空機の補給及び航空装備品等の整備に関すること。

三　［略］

第五十七条の九　削除

（輸送補給課）

第五十七条の十　輸送補給課においては、次の事務をつかさどる。

一・二　［略］

三　輸送に関すること。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（標準的な官職を定める省令の一部改正）

第三条　標準的な官職を定める省令（平成二十六年防衛省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改　正　後

自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職	
一　二の項から十一の項までに掲げる職務以外の職務	［略］	十九　統合幕僚学校及び陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の学校	七十三　この項第二欄第十九号に規定する部局又は機関等（以下「学校」という。）の部又は部が置かれていない学校の課の長の属する職制上の段階	部長

改　正　前

自衛隊法第三十条の二第二項に規定する防衛省令で定める標準的な官職は、次の表の第一欄に掲げる職務の種類及び同表の第二欄に掲げる部局又は機関等に存する同表の第三欄に掲げる職制上の段階に応じ、それぞれ同表の第四欄に掲げるとおりとする。

職務の種類	部局又は機関等	職制上の段階	標準的な官職	
一　二の項から十一の項までに掲げる職務以外の職務	［同上］	十九　統合幕僚学校及び陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の学校	七十三　この項第二欄第十九号に規定する部局又は機関等（以下「学校」という。）の部又は部が置かれていない学校の課の長の属する職制上の段階	部長

（装備部の分課）

第五十七条の七　装備部に、次の四課を置く。

計画課
整備課
補給課
施設課

（計画課）

第五十七条の八　計画課においては、次の事務をつかさどる。

一　［同上］

二　輸送に関すること。

三　［同上］

（整備課）

第五十七条の九　整備課においては、次の事務をつかさどる。

一　航空機の補給に関すること。

二　航空装備品等の整備に関すること。

（補給課）

第五十七条の十　補給課においては、次の事務をつかさどる。

一・二　［同上］

［号を加える。］